

ご依頼・お申込みにあたっての注意事項

- 口座振替（自動払込）の対象となるのは、それぞれの科目の現年定期分ですが、町県民税については、随時分・過年度分も対象となります。
- すでに口座振替（自動払込）を利用されている方が、新たに口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を提出されますと、従前の依頼（申込み）に代えて、今回の依頼書（申込書）のおりになります。また変更登録ができるまでは、従前（旧）口座からの振替（自動払込）になります。

様式第1号（甲）

金融機関用

口座名義人
口座名義人の住所・氏名・カナ氏名・電話番号を記入してください。印鑑は預貯金通帳に使用する印鑑を押印してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関
預貯金口座を確認し、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号を記入してください。

ゆうちょ銀行
貯金通帳の記号および番号を記入してください。


届出内容
1 新規
2 変更（口座番号・名義人等）
3 解約
どれかひとつを選んでください。

対象科目
口座振替（自動払込）を希望されるかたの氏名を記入し、該当科目に○印をしてください。
全納（全期前納）と期別に分かれているものは、どちらかを選んでください。

備考
口座振替（自動払込）の取扱開始月を記入してください。また、上下水道の検針地は口座名義人の住所と異なる場合のみ記入してください。

笠松町 指 定 金融機関 御中
収 納 代 理 金 融 機 関
私は笠松町に納入義務のある収納金について、下記預貯金口座から口座振替（自動払込）によって納付したいので、約定を確認のうえ依頼（申込み）します。

申込日 令和 ××年 ××月 ××日

住所	〒 501 - 6181 電話番号 (058) 388 - 1112	通帳届出印(2枚押印)				
住所	羽島郡笠松町司町1番地					
フリガナ	カサマツ イチロウ					
氏名	笠 松 一 郎					
銀行	△△△ 信用金庫 信用組合 農 協	本店	預金種別	口座番号(右詰めで記入)	金融機関コード	支店コード
銀行	◇◇◇	支店	1. 普通 2. 当座 3. 納税準備	1 2 3 4 5 6 7		
種 目 代 表 記 号	利用	契約種別コード	金融コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	
種 目 代 表 記 号	166	下記の	9 9 0 0	1	0 の	
種 目 代 表 記 号	176	下記の	9 9 0 0			
払込先口座番号	00810-7-960402(水道料金以外) 00810-6-960590(水道料金のみ)	払込先加入者名	岐阜県羽島郡笠松町 笠松町水道事業			

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

届出内容	1 新規	2 変更	3 解約	左記及び下記の該当する欄に○印をし、必要事項を記入してください。										
ゆうちょ銀行以外の金融機関契約種別コード	01		03	04	05	08	09	19	71	72	20			
ゆうちょ銀行契約種別コード	35		35	35	35	22	22	30	28	28	30			
納入義務者氏名	町県民税 普通徴収		固定資産税 ※注①		軽自動車税 ※注②	国民健康保険税 ※注③	水道料金	下水道使用料	保育料	介護保険料 ※注④	後期高齢者医療保険料	放課後児童クラブ利用料		
	全納	期別	全納	期別	通知書番号									
	笠松 一郎				987654				○	○	○			
	笠松 花子												○	○

備考 取扱開始/ 令和 〇〇年 〇〇月末日から (申込月の翌月以降)

上下水道/ 検針地住所 (口座名義人の住所と違う場合記入してください)
笠松町 常盤町6番地

※注意事項
①固定資産税/ 共有がある場合は通知書番号も記入してください。
②軽自動車税/ 納入義務者名義の軽自動車税すべてが対象となります。
③国民健康保険税/ 納入義務者は世帯主または国保上の世帯主です。
④介護保険料/ 被保険者番号を記入してください。 介護保険被保険者番号 0300009999

約 定

1. 預貯金の支払い手続きについては、当座勘定約定又は預金（自動払込）規定にかかわらず、当座小切手の振出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしませんので、貴店所定の方法で処理してください。
2. 指定預貯金口座の残高が振替日（払込日）において納付額に満たないときは、納入通知書及び納付書等を返却されても異議ありません。
3. 全納納付の申し出をしても、預貯金不足等により振替（払込み）できないときは次期納期分から当該年度に限り期別で振替（払込み）により納付してください。（ただし、翌年度は全納で振替（払込み）納付してください。）
4. 口座振替（自動払込）の取扱開始は、口座振替（自動払込）の申込書が提出された日からとなります。
5. 口座振替（自動払込）の取扱開始は、口座振替（自動払込）の申込書が提出された日からとなります。
6. 口座振替（自動払込）処理をされた納付金について、領収証書は発行されなくても差し支えありません。
7. この取扱について、万一紛議が生じても貴店及び笠松町に迷惑をかけません。

※記入にあたっては約定を必ずご確認下さい。

取扱店日附印

金融機関 使用欄	証印	印鑑照合	受付	記帳
-------------	----	------	----	----